

経済産業省

20240306保局第3号
令和6年3月7日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団
理事長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、ガス事故の内、建設工事等に起因する事故（他工事事
故）の防止に向けて、以下の関係省庁及び関係団体に対し、協力依頼を行いま
した。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、
その旨お知らせします。

- ・ 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
- ・ 厚生労働省健康・生活衛生局水道課
- ・ 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
- ・ 国土交通省不動産・建設経済局建設業課
- ・ 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
- ・ 警察庁交通局交通規制課
- ・ 一般社団法人全国登録教習機関協会

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等に対
し、以下の事項の周知をお願いします。

- ・ 建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガスパ等
について液化石油ガス販売事業者に照会及び確認するとともに、ガスパを
見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者に連絡すること等につい
て周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の実施に立ち会うこと。
- ・ 供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認する
こと。
 - ① 工事事業者が特定液化石油ガス設備工事事業の届出を行っているか。
 - ② 工事作業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切
に受講しているか、及び工事作業時に免状を携帯しているか。

経済産業省

20240306保局第4号
令和6年3月7日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団
理事長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一
酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

また、同様な事故の防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等が次の点を消費者等に対し注意喚起するよう御依頼願います。

- ・建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。